

# 四天王寺流基幹本「堂記集」の内容的特質 (1)

## 和様堂の設計規範

### SUBSTANTIAL ANALYSIS OF "DŌKI-SHŪ" ON MAINSTAY BOOKS IN THE ARCHITECTURAL REFERENCE BOOKS OF SHITENNŌJI SCHOOL

Part 1 The design norm of Japanized-style temple

河田克博\*, 麓和善\*, 内藤昌\*\*

Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO and Akira NAITO

In this paper, we made a detailed comparison of descriptions on the Japanized-style temples between two "Dōki-shū" books in "Shoki-shū" and in "Shōmei" to analyze their substantial characteristics. The analysis shows that majority of descriptions found only in "Shōmei" and some different descriptions between both books were deliberately added and revised in "Shōmei" in the later ages. In these addition and revision, we found some tendency in plans toward expansion of interior space, standardization of facade design, and adaptation for building regulations of temple since 1668, and in elevation and roof toward emphasis on the Japanized-style design.

**Keywords:** Mainstay books in Shitennōji school, "Dōki-shū", "Shoki-shū", "Shōmei", Substantial characteristics, The Japanized-style

四天王寺流基幹本, 「堂記集」, 『諸記集』, 『匠明』, 内容的特質, 和様

#### 序

四天王寺流基幹本『諸記集』・『匠明』のなかでも特に「堂記集」は、江戸幕府作事方の流派意識を鮮明にする史料である<sup>1)</sup>。既稿では、両書で不相応な項目が多く、構成上の変化も「門記集」に次いで豊かで、史料全体の記述は『匠明』が詳細であるが、両史料相互に脱落する要素も存在すること、さらに項目内容全体は、『匠明』が『諸記集』に比較して唐様（禅宗様）建築の顯現を極力おさえ、逆に和様建築や明様式を顕示している特質を指摘した。

そこで本稿では、両史料の記述内容をより詳細に比較検討して共通する祖本の内容を推定・考察した上で、「堂記集」における両史料の設計内容の時代的特質を論究する。

#### 1. 項目構成

「堂記集」における両書の記載項目および構成・順序は、記載位置が異なるものがほとんどであるが、項目名称ないし内容が相応するものが多数あり、そのうち数項目は「堂記集」以外の項目と対応している。その他の項目は史料間で全く相応しない（図-1）。まず、これらを相応・移動・非相応の項目にて、構成上の特質を総括する。

##### 1-1 相応項目

『諸記集』における諸堂①～③は、『匠明』の圓堂①～③の各項

目に記載位置も含めて対応するが、記述量は『匠明』の方が相当多い。また諸堂④⑯は、項目構成上の記載位置は異なるものの圓堂⑮⑯の内容にそれぞれ対応し、圓堂①～③と同様に『匠明』の方の記述量が多い。他に単独の項目で対応するものに、諸堂⑦と圓堂⑭、諸堂⑯と圓堂⑭があり、後者は両書ほぼ同量の記述であるが、前者は『諸記集』の記述が多い。

また、経蔵および輪蔵の木割を記す諸堂⑤⑥は圓堂⑨に、三間仏殿および須弥壇の内容を記す諸堂⑧⑨⑩は圓堂⑬に、法堂を記述する諸堂⑪⑫⑯は圓堂⑮に、僧堂を記す諸堂⑭⑯は圓堂⑯に、『諸記集』で複数項目に分記される内容が『匠明』では単独項目に対応している。これらのうち三間仏殿・法堂・僧堂については、内容の異同はあるものの両史料の記述量はほぼ同量であるが、経蔵・輪蔵を記した諸堂⑤⑥の記述量は圓堂⑨に比べ圧倒的に多い。

##### 1-2 移動項目

移動項目の主体は門である。門の木割を記した諸堂⑩⑪⑯⑰⑲⑳⑷は、『匠明』においては「門記集」に移動して圓門⑮⑯⑰⑱⑲⑳にそれぞれ対応している。これらの門は、特に禅家伽藍を構成する建築として『諸記集』では「堂記集」に記載され、『匠明』では建築形式としての「門」の分類を意識して「門記集」に載せられるわけである<sup>1)</sup>。また、奥書を記した項目圓堂⑮⑯は、『諸記集』では「塔記

\* 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・工博

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Engineering, Faculty of Engineering, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

\*\* 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyō University, Dr. Eng.

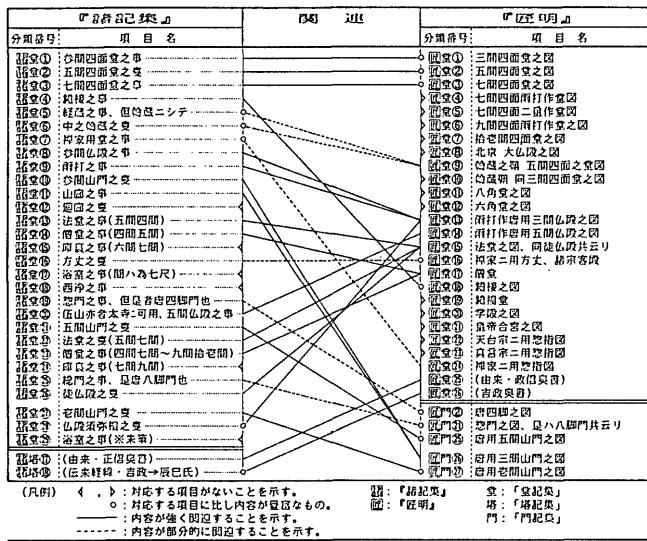


図-1 「堂記集」の項目構成比較

集」の闇塔⑩⑪に応じた内容で、わずかな用語・表現の変化が認められるにすぎない<sup>1)</sup>。

これらの移動項目は結果的に両史料の編纂意図の主要な特質となり、「諸記集」から『匠明』への内容構成上の学理体系化過程を論ずる際の検討課題となる。

### 1-3 非相応項目

『諸記集』に記す廻廊（闇堂⑫）・庫裏（闇堂⑮⑯）・浴室（闇堂⑰㉐）・西淨（闇堂⑯）の各木割は、『匠明』5卷中には全く認められない。『匠明』では闇堂⑫「僧堂」の末文に「一、惣門、山門、鐘樓、庫裏、西淨、浴室、此等ノ木碎ハ禪家伽藍集ニ委ク記也」とあるので、『匠明』であえて省略したと察せられるが、いずれも唐様を基本とする項目であることに留意すべきであろう。

逆に、『諸記集』になく『匠明』のみに載せられる項目に闇堂④～⑩⑪～⑯⑰～⑲の13項目がある。

闇堂④～⑦は、いずれも和様または半唐様<sup>2)</sup>の本堂の木割を記す項目で、先の相応項目闇堂①～③を規模変化させた内容である。統いて記される闇堂⑧「北京大仏殿之図」は方広寺大仏殿の記述で、両「堂記集」中で唯一実寸のみで記される項目である。付図によれば正面柱間が11間であるから、前項目「拾壱間四面堂之図」の延長上にある実例として載せられたものと考えられる<sup>3)</sup>。

闇堂⑩「輪藏鞘 同三間四面堂之図」は三間四面經藏の木割で、前項目の五間四面經藏の規模変化した半唐様と察せられる項目である。

闇堂⑪「八角堂之図」・闇堂⑫「六角堂之図」は、和様円堂の木割を記した項目であるが、他家の体系・整備された木割書<sup>4)</sup>には一般に円堂の木割は見られず、その意味でやや特異な項目といえる。

闇堂⑯「鐘撞堂」は前项目的袴腰をもつ「鐘樓之図」に続く鐘樓木割の変化項目で、袴腰をもたない、いわゆる平鐘樓の木割である。

闇堂⑰「學殿之図」・闇堂⑱「皇帝合宮之図」は、儒教ないしは明様式の建築の木割を記し、しかも両項目ともに立面図を載せており<sup>5)</sup>、他家一般的の木割内容と比べても異質な項目である。

闇堂⑲「天台宗ニ用惣指図」・闇堂⑳「真言宗ニ用惣指図」は、続く闇堂⑳「禪家ニ用惣指図」とともに伽藍全体の建物配置を宗派別に記した項目で、3図とも南を右にして図全体の寸法などの描写様態が近似している。

これらの非相応項目は、両書に記載される建築の様式比率を特徴付けており、特に『匠明』における流派意識を強調する性格を論じる上で検討すべき項目といえよう。

以上、相應項目・移動項目・非相応項目の別に両書の項目構成を総括したが、「堂記集」における両史料間の記述内容の変化あるいは祖本との相違は、特に記述内容が同巻内で対応し共有する要素を含む項目同士を比較考察することで論じることができる。そこで、上記の相應項目について、その内容を詳細に比較考察するが、特に本稿では、設計規範としての和様堂の木割を記す項目について、和様堂建築に対する『諸記集』・『匠明』の内容変化の特質を論じ、その他の唐様を主とした様相については次稿によりたい。なお、移動項目・非相応項目については、項目構成上の学理体系化過程を主題に論じる必要があり、さらに別稿で考察したい。

## 2. 相應項目の内容－和様堂の設計規範－

『諸記集』・『匠明』の相應項目のうち、闇堂①～③および闇堂①～⑩は、いずれも和様堂の設計規範を述べたものである。しかも構成変化の著しい「堂記集」の中にあって記載位置を変えずに対応する希少な項目となっている点は、和様の正統を意識する平内家の堂木割の根幹をなす項目といえる<sup>1) 6)</sup>。以下、これらの項目について、特に両史料間で相違する記述内容を比較検討し、その要因や背景を考察していく（項目の名称は『諸記集』に従う）。

### 2-1 「参間四面堂之事」

三間堂の木割を記す闇堂①と闇堂①を比較すると、前述のように『匠明』の記述量が相当多いが、中の間・脇の間の柱間枝数など共通する内容から、木割の基本部分は両書同様と見て差し支えない。

両書に共通して記される事項は、闇堂①の全部分が該当するが、そのうち相違する内容が3箇所ある。また両書の一方のみに記述される内容については、当項目では『諸記集』のみにある記述は全くなく、すべて『匠明』のみに記されるものである（図-2）。その中には当項目でのみ展開される木割表現も含まれ、それを記すには平内正信に匹敵する木割の復原的能力を要するゆえ、記述量の少ない『諸記集』当項目をもって慶長期祖本の近似内容とみることを疑問視する見解もあった<sup>7)</sup>。しかしながら、『諸記集』5巻全体と東大本『匠明』成立当時<sup>8)</sup>には既刊の『新編雛形』、さらに当時の大工棟梁ならほぼ持ち合せていると察せられる経験や知識に依拠すれば、『匠明』のみに記述される内容の加筆は、江戸時代前期の発達した建築学書の時代相として評価しなければならないであろう。

当項目の記述内容とその順序を記述量の多い『匠明』に従って概観すると、まず指図を含めた平面関係の事項が記され、次いで壁部分の高さ方向の軸部を述べた立面関係事項、立面関係ではあるが別して検討する必要のある組物から上の軒・屋根関係の事項、再び平面関係に戻り来迎柱・向拝に関する事項があり、最後にさまざまな部分詳細事項が記される。以下、これらの事項区分ごとに、両史料で相違する記述内容を比較考察する。

2-1-1 平面関係事項 平面に関しては、まず両書に記される指図が大きく相違している。闇堂①の指図は三間四方の正方形平面で、向拝はなく、室内の来迎柱は背面から1間目の柱通りに置かれる。柱間枝数は背面の側柱通りにのみ記され側面には記されないが、こ

れは次に続く項目<sup>図堂②③</sup>も同様で、いずれも正方形平面であるゆえに側面の記入を略したものと考えられる。建具の表示は、正面・側面の中の間に「扉」とある他、正面の脇の間に「櫻(=連子)」(( )内; 筆者注、以下同)・「櫻但部共」と記すにとどまり、また屋根形状の表示もなく、指図全体は極めて簡潔である。それに対し<sup>図堂①</sup>の指図には、向拝が付き、来迎柱は半間後退した位置に記され、屋根形状の表示もあり、柱間枝数・建具も縦横の側柱通りに詳しく述べられ、全体として整った図となっている(図-2の1)および図-3、以下)付の数字は図-2による)。

一方、<sup>図堂①</sup>の指図を東大本『匠明』で詳細に検討すると、背面から1間目の柱通り部分に来迎柱を描いていたと思われる抹消痕が認められる(図-3)。三間堂の遺構においては、堂内の四本柱が、二本に減り、後退していくという古代から中世への展開過程があり、その展開は近世でも見られる<sup>9)</sup>。また来迎柱を半間後退させる手法は、木割書では一般に「すさ(退)り立」あるいは「しさ(退)り立」

と呼ばれ、江戸中期以降の書にはしばしば見られるが、江戸前期以前には記述が認められない<sup>10)</sup>。これらの点を考合すると、『匠明』の抹消痕は、<sup>図堂①</sup>と同じ位置に来迎柱を記していたものを意図的に抹消改変し半間後退させた証左とみなされる。なお来迎柱径を示す29)は、「三間仏殿」の記述の引用と思われ、両書で若干異なる部分を考慮すると『諸記集』に近似している<sup>11)</sup>。

向拝については、<sup>図堂①</sup>では指図だけではなく、〈説文〉<sup>12)</sup>、すなわち文章のみで説いた記述中にも全く記されないが、<sup>図堂①</sup>では、指図の描写とともに〈説文〉中に直接・間接的に向拝に関する事項が相当記される(2)・9)・30)~36)・41))。ところが、五間堂を述べる<sup>図堂②</sup>・<sup>図堂③</sup>では、両書ともに向拝が指図に描写されるものの、〈説文〉には<sup>図堂②</sup>に向拝に関する記述が「向拝中ノ間程出也」とわずかながらあるのに対し<sup>図堂③</sup>には全く記されていない。さらに次の七間堂を記す<sup>図堂③</sup>・<sup>図堂④</sup>を見ると、両書ともに正面・背面に向拝が描写されるが、〈説文〉では<sup>図堂③</sup>に全く記されないのに対し

一致する 内容項目				備考				
内容項目	本目	ヲ壁する	自己述 叙内 容	本目	ヲ壁する	自己述 叙内 容	判斷	備考
表題 <sup>1)</sup> 、正面中の間柱間枝数 <sup>2)</sup> 、正面脇の間柱間枝数 <sup>3)</sup> 、柱径、貞木幅、長押内法寸法(中の間12尺)、長押内法寸法(中の間10尺)、長押内法寸法(中の間10尺より小)、長押せい、柱貫せい、組物種類と軒出付(一手先、三ツ先)、組物種類と軒出付(二手先、三手先)、軒高さ								1)『匠明』のみ、「笠」に「タウ」と假名付。 2)『匠明』では、側面中の間・脇の間に記される。
内 容 項 目	記述 内 容	判 断	備 考					
1) 指図	(向拝なし、来仰柱は通り)	×	『匠明』における改変・加筆。					
2) 向拝の間柱間枝数 <sup>4)</sup>	—	○	『匠明』における改変・加筆。					
3) 柱形状	—	○	『匠明』における加筆。					
4) 貞木せい	—	○	『匠明』における加筆。					
5) 組附子せい	—	○	『匠明』における加筆。					
6) 線板厚さ	—	○	『匠明』における加筆。					
7) 軒高さ	—	○	『匠明』における加筆。					
8) 来迎柱から出る	—	○	『匠明』における加筆。					
9) 向拝の上の小間	長押ノ上三/柱半分ノ小間ヲ置	×	『匠明』における改変。					
10) 長押取付高さ	—	○	『匠明』における加筆。					
11) 柱貫幅	—	○	『匠明』における加筆。					
12) 柱貫木敷	—	○	『匠明』における加筆。					
13) 大斗の幅と六間割規定・せいと五間割規定	—	○	『匠明』における加筆。					
14) 貞木の幅・せい	—	○	『匠明』における加筆。					
15) 柱斗の行幅・せい、木口幅・幅五間割規定・せい五間割規定	—	○	『匠明』における加筆。					
16) 実肘木の幅・せい、端長さ	—	○	『匠明』における加筆。					
17) 丸柱のせい・幅	—	○	『匠明』における加筆。					
18) 貞木幅	—	○	『匠明』における加筆。					
19) 芝白のせい・幅	—	○	『匠明』における加筆。					
20) 芝白の反り	—	○	『匠明』における加筆。					
21) 地垂木・貞木垂木割配	—	○	『匠明』における加筆。					
22) 野地引通なみ	向ヶ野地六寸五分高配	×	『匠明』における改変。					
23) 厚狭のみ	—	△	『匠明』における加筆。					
24) 壁頭立柱	—	△	『匠明』における加筆。					
25) 軒窓の幅・厚さ	—	○	『匠明』における加筆。					
26) 行架	—	○	『匠明』における加筆。					
27) 丹野地勾配・振幅	—	○	『匠明』における加筆。					
28) 小棟作り	—	○	『匠明』における加筆。					
29) 来迎柱	—	○	『匠明』における加筆。					
30) 向拝柱位置	—	○	『匠明』における加筆。					
31) 向拝の長垂木勾配・軒出・房軒出	—	○	『匠明』における加筆。					
32) 向拝柱洋・柱形状	—	○	『匠明』における加筆。					
33) 向拝柱のせい・幅	—	○	『匠明』における加筆。					
34) 向拝手揉の厚さ・良さ・捻挫	—	○	『匠明』における加筆。					
35) 向拝既設風の幅・上端	—	○	『匠明』における加筆。					
36) 内掛筋隠慧魚幅・せい	—	○	『匠明』における加筆。					
37) 高欄全高・架木様・平桁せいい・幅・地覆せいい・幅・地覆と平桁と架木の空空き	—	○	『匠明』における加筆。					
38) 植込の幅・斗束幅・厚さ	—	○	『匠明』における加筆。					
39) 植宝珠柱詳	—	○	『匠明』における加筆。					
40) 植宝珠の各大きさ・形状	—	○	『匠明』における加筆。					
41) 線束太さ	—	○	『匠明』における加筆。					
42) 線束のせい・幅	—	○	『匠明』における加筆。					
43) 植戸の底幅	—	○	『匠明』における加筆。					
44) 板戸の厚さ・定規絆の幅・厚さ・端隙の幅	—	○	『匠明』における加筆。					
45) 植縄の幅・形状・柱との取合	—	○	『匠明』における加筆。					
46) 方立の幅・厚さ	—	○	『匠明』における加筆。					
47) 植・底放	—	○	『匠明』における加筆。					
48) 悪魚の幅・高さ・腰幅・縫縫	—	○	『匠明』における加筆。					
49) 蔵股の良さ・山形良さ・加縫幅	—	○	『匠明』における加筆。					

凡例(図-5・6も同様)。1) \*付の内容項目は付箇中に記されるものを示す。2) 四邊において、[ ]は両面で異なるもの、[ ] [ ] [ ]は一方にあって他方にないものを示す。3) 判断において、両書の相違の内容を想定して、相違の内容と思われるものを○、後世における変容と思われるものを×、特に体系化にともない意図的に変更したものを□、以上のいずれとも決しがたいものを△とする。

図-2 「三間四面堂」の記述内容比較(図堂①-図堂①)

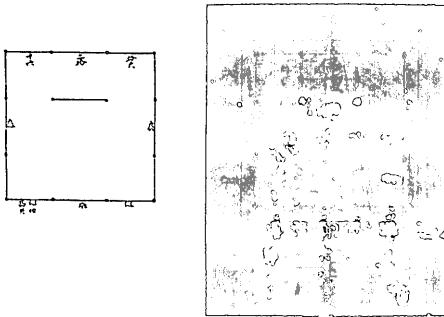


図-3 「三間四面堂」指図（左；『諸記集』、右；『匠明』透写写真）

圓堂③では30行中8行に及ぶ向拝に関する記述がある。これら3項目を通した向拝の記述状態からみると、〈説文〉で詳述される圓堂①③に比して圓堂②の記述は編纂上異状といえ、むしろ圓堂②にのみわずかに記し全体として向拝の木割をさほど重視していない『諸記集』の記述様態に整合性がうかがえる。この点に関して、『建仁寺派家伝書』－「諸堂」<sup>13)</sup>においては、「三間四面之堂」で向拝のない木割を11項にわたって述べた後、末項に「一、向拝付之時ハ、向ハ大間程…」（傍点；筆者、以下同）とあり、向拝のない三間堂を基本に向拝付の付属的に記しているが、続く「五間四面堂」・「七間四面之堂」・「九間四面之堂」ではいずれも向拝付のみを述べている。

こうしたことから、圓堂①に向拝が記されるのは、三間堂の設計に汎用性を考慮して自由度をもたせたためと察せられ、慶長期祖本の「三間堂」指図としては『諸記集』に整合性があり、『匠明』の指図は、祖本の指図に向拝を付加し、さらに先述の来迎柱の退り立を施し改変された結果と考えられる。したがって『匠明』の〈説文〉に記される向拝に関する事項は、すべて祖本以降『匠明』が編纂されるまでの加筆とみなされ、とりわけ32)・35)・41)は「社記集」の「壱間社」（圓社③・圓社⑦<sup>14)</sup>）に両書共通してほぼ同内容の記述があり、31)・33)も同「壱間社」や『新編雑形』<sup>15)</sup>あるいは「堂記集」の「三間仏殿」の記述の援用と推される。また2)・30)・34)・36)は、普見するところ『匠明』独自の内容と思われるが、たとえば2)について、精緻に体系化された『建仁寺派家伝書』ですら「向拝付之時ハ、向ハ大間程」として中の間と向拝正面柱間を同寸とするところからみれば、中の間より2枝大きく向拝正面柱間を定める『匠明』の記述は精緻・技巧的であり、それは30)・34)・36)の内容程度についても同様といえよう。なお柱形状を示す3)は、角柱とする向拝柱（32)）と区別するために『匠明』で加筆されたものと考えられ、平面の枝割の基準である垂木幅に次いで記される4)は、「社記集」・「壱間社」の引用とみられる。

**2-1-2 立面関係事項** 縁の木割に関しては、『諸記集』では〈説文〉に「縁高サ階子五ツ疊」（『匠明』では傍点部が橋）と記すに過ぎないが、『匠明』では指図に描写される他、〈説文〉に5)～7)がある。このうち5)・6)は「社記集」・「壱間社」に同内容の記述があり、7)は、各「塔記集」の「三重塔」の項において『諸記集』で「木覆ノ内表ヲ縁板端ニ可用也」、『匠明』で「木覆ノ出ハト同シ」とあるから、これはまさに『諸記集』の表現に直接近似する内容である。

長押・柱貫に関する8)～12)のうち、9)の長押の上の小間（=小壁）の規定は両書で相違する。まず『諸記集』では、「長押ノ上ニ柱半分ノ小間ヲ置、柱穿（=柱貫）有」の後「欄額（=柱貫）七分計」とあるから、長押の上に柱径の0.5倍の小間、その上に0.7倍の柱貫を置

くという順序立った説明である。それが『匠明』では、「上根（=長押）ハ柱貫上ハヨリ御拝（=向拝）柱貫本ハサミゾ可打」とあるものの、柱貫せいは10)の後に、向拝柱径の説明は32)で、いずれも9)以後に記され説明順序としての整合性を欠く。また木割は柱貫（=柱径の0.7倍）上端から向拝柱径（=柱径の0.8倍）を挟むというかなり特殊・難解な説明である。記述内容に誤記がなければ長押上の小間は柱径の0.1倍と算定されるから、柱貫までの壁部分の高さは『諸記集』より低くなるのであるが、これは『匠明』において後述の野地引通勾配とともに改変された結果と考えられる。

9)以外はいずれも『匠明』のみに記される事項であるが、8)・11)は「社記集」・「壱間社」の、10)は「塔記集」・「三重塔」の、12)は当巻「三間仏殿」の、引用ないしは応用とみられる。

10)は、腰長押の取付高さを規模に応じて3段階に分け、小規模の建物は高めに、大規模のものは低めに取り付けるという規定である。これが「三重塔」では、「腰長押ハ門腰丈六ニシテハ振分ヲ長押下ハニ可レ用、但丈六ヨリ大ハ上ハニ可レ用」（『諸記集』）とあり、2段階と3段階の違いはあるが相通する内容である。しかし10)の3段階規定は、「内法真ニ可用」とする部材の抑え所としては不明瞭な規定が加わるだけに、やや技巧的すぎる内容となっている。

12)に関しては、「三間仏殿」において、『諸記集』で「端ノ出用ハ柱ノ為レ粽所ト同、其内絵用可レ致」、『匠明』で「同出ハ柱八分算ニメ、其内絵ヤウヲスヘシ」（傍点部に訂正痕）と記すが、粽は柱径の0.8倍であるから両書の木割値は等しく、柱1本とする12)とは異なる。しかしき木割の手法としては同じと見てよく、むしろ『諸記集』のそれに類似する。

**2-1-3 軒・屋根関係事項** 組物に関する13)～17)のうち、16)は「壱間社」の記述と同内容で、13)～15)・17)は「三重塔」の内容に依拠したものと思われる。ただし13)～15)・17)は、ほぼ同文が『匠明』・「三重塔」に載せられるが『諸記集』・「三重塔」にはない。しかし当内容は、木割値や表現が若干異なるものが『諸記集』・「壱間社」にあり、それを具体的に、あるいは時代相を考慮して整備したものが『匠明』・「三重塔」に記されたと判断されたものであった<sup>6)</sup>。

軒の木割を述べる18)～21)のうち、18)・19)は両書ほぼ同量で詳述される「門記集」・「大門」の記述を援用したと考えられる。18)に関連する「大門」の記述は、「桷（=隅木）下ハ檼（=垂木）二本ニシテ少シ太ク可レ用也」（『諸記集』）とあり、ほぼ同様と見てよかろう。

また19)の茅負の大きさについては、『諸記集』・「三間仏殿」にもあるが、幅を肘木幅と同寸とする点から見て「大門」に類似する。ただし、せいは、「大門」では柱径の0.5倍（両書同様）としており、19)では少し低く規定していることになる。

20)は「三重塔」の引用で、『匠明』より『諸記集』に近似する。

21)は、「壱間社」の記述に依拠しながらも圓堂①において若干の改変・整備を施したものと思われる。すなわち「壱間社」では、地垂木；4寸、飛檐垂木；2寸3分で<sup>16)</sup>、これと全く同じ数値が五間堂の圓堂②および七間堂の圓堂③に記される。それが圓堂①では地垂木勾配のみを3寸7分と緩くしているのであるが、これは次述の野地引通勾配と同理由による意図的な改変加筆とみなされよう。

屋根の木割に関する22)～28)のうち、22)の野地引通勾配は両書で相違し、『諸記集』の6寸5分に対し『匠明』が6寸3分でより緩勾配となる。この勾配の相違に関して他巻をうかがうと、「塔記集」

表-1 各間四面堂の屋根野地引通勾配

項目	『諸記集』	眞向	『匠明』	備考
参間四面堂	諸堂①: 六寸五分	>	圓京①: 六寸三分	圓)妻; 五寸五分
五間四面堂	諸堂②: -	-	圓京②: 六寸五分	
七間四面堂	諸堂③: 六寸七分	=	圓京③: 六寸七分	
七間四面雨打作堂			圓京④: 七寸	圓)雨打; 五寸
七間四面二重作堂			圓京⑤: 七寸三分(上層)	圓)下層; 五寸二分
九間四面雨打作堂			圓京⑥: -	"
拾庵四面堂			圓京⑦: 七寸	
北京大仏殿			圓京⑧: 六寸二分(上層)	圓)下層; 五寸
(※)圆堂⑨の北京大仏殿は、いわば十一間四面堂であるから、参考として本表に入れた。				

の「三重塔」から「十一重塔」までおしなべて『匠明』の方が急勾配となっており、それは雨仕舞・意匠とともに時代相を考慮して『匠明』において改変されたと考察した<sup>6)</sup>。そうした理由ならば、当項目においては『諸記集』の方が後世の要素をもつことになるが、ここで当「三間堂」の様式は基本的に和様で、その源泉が奈良・平安期の緩勾配屋根と低い壁のいわゆる立ちの低い意匠にあることを想起する必要がある。つまり『匠明』では、壁部分を低くし屋根勾配を緩くすることで和様のより伝統的な意匠を強調していると思われる。

また別の見方をすれば、『匠明』の野地引通勾配は、「三間四面堂」から「七間四面二重作堂」まで規模に対応して整然とした変化が見られる(表-1)。すなわち圆堂①の野地引通勾配は、新たに圆堂②に6寸5分と記すがために、諸堂①にある6寸5分を変え6寸3分にする必要もあったものと考えられる。しかしさらに検討すると、圆堂①は指図に妻破風の表示を記し入母屋造の屋根形式を基本としているのに対し、諸堂①は、図中の破風表示や24)~27)など入母屋造に関する記述が全くないことから、方形造を前提とするとも思われ、圆堂①の屋根勾配は、屋根形式の基本を方形造から入母屋造に変えたがためにより緩く規定されたとも捉えられよう<sup>17)</sup>。

いずれにしても、両書で相違する22)は、前述の9)とともに、『匠明』における時代性をふまえた意図的改変結果と判断される。

次に23)~25)は、いずれも「三間仏殿」の援用と思われる。まず23)については、「三間仏殿」では「長サー丈ニ付テ五寸撓ニシテ」(諸堂⑧、圆堂⑩も同内容)とあり木割値は異なるが、これは7寸3分なる急な野地引通勾配と「下ニテ為レ輪(=反)カ吉」(諸堂⑧にのみ記述)とする反りを強く見せる唐様の意匠に対しての数値であり、23)の「三寸」撓みは、それより緩い6寸3分勾配と屋たるみの少ない和様の屋根意匠を考慮しての内容と思われる。続く24)の破風立所は、「三間仏殿」の「破風ハ丸桁ヲ踏」の援用と見られる。しかしここで、『諸記集』では諸堂①こそ破風立所の記述がないものの、続く諸堂②・③では両項目ともに少ない記述量ながらも破風立所が記されることに留意すべきであろう。この点から察すると、24)の内容は諸堂①で脱落し、さらに23)の内容も、諸堂①にある緩勾配の6寸5分に対して最低限記すべきことと考えれば、24)の直前に記されることも勘案し同時に脱落した可能性がある。しかしながら、これは諸堂①を入母屋造とした場合の考察であり、前述のように方形造を前提とするならば圆堂①における加筆となる。

25)の内容は、「三間仏殿」においては『諸記集』で「幅ハ下留ニテ九分計」、『匠明』で「幅ハ下ハ長サニテ九分算」とあるが、「門記集」の「大門」の項においては『諸記集』で「幅ハ下留ニテ寸計」、『匠明』で「腰太サハ下良サニヨ九分算」(\_\_\_\_部に訂正痕)と木割が相違し、厚さについては『諸記集』の「毫間社」に「椽(=垂木)ニ少太ク可レ致」(両書同内容)とある。いずれにしても、字句・木割値が微妙に異なるこれらの事項を考合・整備したものと考えられよう。

妻梁真すなわち妻壁心の破風からの入込み寸法の規定を述べる

26)は、「門記集」「大門」の記述の援用と考えられ、『諸記集』には「妻梁真ニシテ様六枝タテコムト言リ」とあるのが、『匠明』では「妻梁ハ真ニヨ五枝立籠ヘシ」と記され、26)の木割値は『匠明』に等しい。ところが、『匠明』「大門」の傍点部分は、前後の文字に比し濃墨の訂正文字であるところから改変の意識が察せられ、同木割の26)も『匠明』の改変・整備に伴う加筆とみなされよう。

27)は妻野地勾配を特に述べた規定であるが、同じ入母屋造の屋根をもち詳述されるにもかかわらず「三間仏殿」「鐘楼」「大門」においては両書ともに記されていない。しかしながら、木版本の『新編雑形』では、入母屋造の「五間社」(平; 7寸5分、妻; 6寸)・「鐘楼」(平; 7寸5分、妻; 5寸5分)・「樓門」(「鐘楼」と同)に妻勾配が記されている。27)の内容は、こうした時代相を反映しての記述と見られる。

28)は、小棟作り(=寄棟造)にした時に、大棟が短すぎないように妻野地勾配を平より急な9寸勾配にするという内容で、同木割の内容は菅見する限り他に見当たらず、あえていえば当項目独自の内容といえる。しかし、たとえば同様の手法・知識は『建仁寺派家伝書』の「一間四面之堂」の項にあり<sup>18)</sup>、当時の大工棟梁一般の知識によって記述は可能であると思われる。

2-1-4 部分詳細事項 37)~49)は、多様な部分詳細を述べた事項で、次項目の圆堂②③には記されず圆堂①のみに代表させて記される。このうち、まず37)・38)・41)は「毫間社」の記述と同内容であるが、次の39)・40)・41)は、「毫間社」の記述に依拠しながらも圆堂①において若干の改変・整備をほどこしたものと考えられる。

39)の擬宝珠柱径は、「毫間社」では両書ともに柱径の0.6倍とのに対し、当項目においては41)の縁束(=主柱径の0.8倍の向拝柱径の0.8倍)の「大面ノ内」<sup>19)</sup>とする柱径の0.512倍(=0.8×0.8×0.8)、ないしは「但極式本半吉」とする柱径の0.5倍(=垂木幅(=柱径の0.2倍)×2.5)で、より細く規定している。これは擬宝珠柱に近接する縁束を基準に説明する点からみて、実際の意匠上明確な木割といえよう。しかし、そうであるならば「毫間社」でも同様にすべき内容とも思われ、そうしていないのは、祖本に記される「毫間社」の擬宝珠柱径は尊重してあえて変えず、39)の内容は祖本にないゆえに自由に創出したものと察せられる。

続く40)については、「同擬宝珠ハ其柱片面ノケテ、…上宝玉ノ大キサハ下太サ片面ステ可用」とある箇所が、『匠明』-「毫間社」では「上ノ宝玉ノ大キサハ下ヨリ九分コキニ可用、又柱ヨリ擬宝珠モ九分コキニホソクスヘシ」と記され木割内容は全く同じである。しかし、『諸記集』における該当箇所は「少頭太クシテ」と記すだけであり、『匠明』の上記部分は結果的に『匠明』における整備と判断される内容であった<sup>20)</sup>。したがって、当部分に関連する40)の内容も『匠明』における加筆・整備されたものと考えられる。

他に「毫間社」の記述と同内容のものに48)・49)がある。ただし、48)の文中「高サ六ツ割ニヨ、四分ヲカブラニスヘシ」と「猪目懸魚ニ可用」は「毫間社」には記されないが、前者は「毫間社」の「腰ハ三間割」とする高さ・幅の両方向に解される曖昧な表現を明確にしたものであり、後者は中世までの和様堂に一般的な懸魚の意匠を意識して付加整備したものであろう。また49)は、「毫間社」で『諸記集』が「八枝木間中踏」、『匠明』が「八枝木間踏」とするところから、圆堂①の「八枝ヲ踏ヘシ」の著述の真意を推定すれば、「木間中」ないしは「木間」の脱落の可能性も残される。

また43)は、「三間仏殿」に関連し、両書で若干異なる部分を考慮すると『諸記集』に近似している<sup>20)</sup>。

残る42)・44)～47)は、あえていえば当項目独自の内容といえよう。しかし、いずれも『新編雑形』に載せられる木割要素で、木割値が変化するにすぎない。ただ44)の定規幅の木割は、『新編雑形』では柱径からの比率として定めるのに対し(『建仁寺派家伝書』も同様)、『匠明』では板戸幅からの比率で示すが、これは直前の唐戸框幅が唐戸幅から定められることに準じてのことであろう。

以上、当項目において両書で異なる内容はすべて『匠明』体系化に伴う改変であり、『匠明』のみに記される内容の大半も、『諸記集』全5巻や『新編雑形』あるいは当時の大工棟梁一般の知識にもとづき、『匠明』において加筆・整備されたものと判断される。

## 2-2 「五間四面堂之更」

諸堂②・圓堂②においては指図が大きく異なり、〈説文〉の記述量は圓堂②のほうが多く、そのうち木割値が相違する点が2箇所、両書のいずれかのみに記載される要素が数箇所ある。

**2-2-1 平面関係事項** 両書の指図は、正面の柱間は5間で各柱間枝数も一致するものの、側面の柱間は、諸堂②の5間に對し圓堂②では4間で、圓堂②のみに各柱間枝数が記される。ところが東大本『匠明』の指図においては、前項と同じく抹消訂正痕があり、元は諸堂②のごとく側面は5間で、それを4間に訂正して向拝を正面中の間と同幅(=18枝)で描いた後<sup>21)</sup>、さらに向拝正面幅を22枝に広げ、その枝数を加筆したと解される(図-4および5の1)～3)、以下)付の数字は図-5による)。つまり『匠明』においては、意識的に側面柱間を5間から4間に改変しているわけで、その理由の1つには、近世の五間堂平面として奥行5間とともに4間のものがかなり多く造られていることから<sup>22)</sup>、そうした需要に応じたためとも考えられよう。しかし、逆に見れば奥行5間の五間堂も近世に多数造られており、また奥行6間ではあるが正方形に近い平面をもつ元和5年(1619)の輪王寺常行堂のごとくまさに平内正信による作品もあって、単に需要に応じてのみの改変とは思えない。また、『匠明』東大本の紙幅から判断すると、側面柱間5間の時の図に向拝を書き加える余白が少ないので、側面柱間を1間減じた可能性も考えられるが、『匠明』の著者がそうした安易な理由から改変するとも思えない。そこでさらに検討を加えると、江戸幕府による寺院建築に対する寛文8年(1668)の建築規制<sup>23)</sup>との関連が考えられる。その規制のうち平面規模に関する事項の要点は「桁行は自由で構わないと、梁間長さは京間で3間を上限とし、四方の鋸葺庇の幅は京間1間半を上限」とすることであるが、実際の運用に際しては「梁間方

向の総間6間を上限」として機能していたようである<sup>24)</sup>。その観点で圓堂②の梁間寸法を検討すると、正面中の間が18枝で1丈3尺で、梁間方向に当る側面総柱間枝数は60 (=14+16+16+14) 枝であるから、梁間総寸法は約43.3尺、京間に換算して約6.7間で、6間を少し上回るが、これは中の間を1丈3尺として算定したからである。しかし、江戸期の五間堂の中の間寸法にはこれより小さい1丈～1丈2尺程度のものも多数見られるから、そうした基準寸法を用いるならば圓堂②の側面4間の平面は「梁間総間6間の規制」に適合する<sup>25)</sup>。慶長期よりの家伝とするから規制には無縁とはいえ、比較的中小寺院の堂宇に適用されやすい五間堂だけに<sup>26)</sup>、諸規制実施の範たる幕府作事方大棟梁職の立場を考慮して改変したのではなかろうか。しかし、基準寸法の変更までは意が届かず徹底しなかったわけであろう。

次に柱径は、中の間に對して、諸堂②；「壱寸三分計」、圓堂②；「壱寸式分」と相違する(4)。このいずれが祖本の内容として妥当か、その判断基準の1つに伊藤博士の見解がある<sup>26)</sup>。すなわち、柱長さに対する柱径は視覚的に適當な比で定めるのが望ましいであろうと考え「柱太さ/内法高さ」の比を求めたところ、和様堂の建物における比がほぼ0.15前後と見られるときれた。そこで改めて『匠明』における比を求めるとき、柱径・内法高さのいずれも中の間に對する比であるから、その数値のみで比を示すと、三間四面堂(0.12/0.75=0.16)、五間四面堂(0.12/0.8=0.15)、七間四面堂(0.13/0.9=0.144)、十一間四面堂(0.12/0.8=0.15)となる。確かに比はほぼ0.15前後といえるが、三間堂から七間堂まで漸減するのが十一間堂で少し大きくなる点は、別の角度からの検討を要しよう<sup>27)</sup>。しかし、特に両書共有の三間堂から七間堂までの規模増大に従う比の漸減、すなわち柱が細長くなる傾向については偶然の結果とは思えない<sup>28)</sup>。その観点で『諸記集』における比を検討すると、三間堂・七間堂は『匠明』と同じであるのに対し、五間堂の諸堂②は(0.13/0.8=0.163)となるから上記の傾向はなくなり0.15からは離れる。

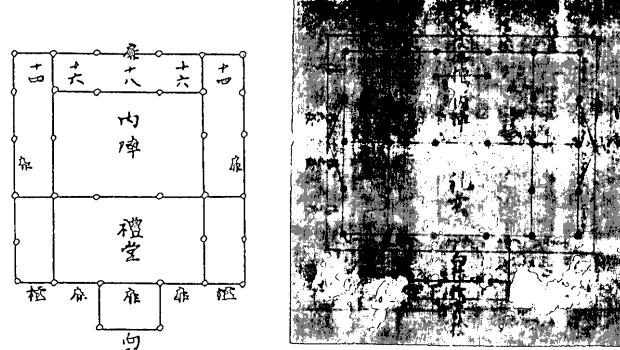


図-4 「五間四面堂」指図(左;『諸記集』、右;『匠明』透写写真)

— 間柱寸 石 差引 道寸 間柱寸 石 —				備考	
内 容 项 目					
正面中の間柱間枝数 <sup>29)</sup> 、正面脇の間柱間枝数 <sup>30)</sup> 、正面隅の間柱間枝数 <sup>31)</sup> 、垂木組、良神内法(中の間13尺)、組物種類、破風立所					
相 同 柱 寸 石 差引 道寸 間柱寸 石 —					
内 容 项 目	記述 内 容	内 容	判 断	備 考	
(1) :向拝正面柱間枝数。	—	直四枝廿枝	○	圆堂に作る『匠明』の加筆。	
(2) :向拝中の間柱間枝数。	—	廿六枝、廿六枝	○	平面変更に伴う『匠明』の加筆。	
(3) :向拝脇の間柱間枝数。	—	廿四枝、廿四枝	○	平面変更に伴う『匠明』の加筆。	
(4) :柱太さ	柱ノ太サ中ノ間三シテ壱寸三分計、	一、柱太サ中ノ間三シテ壱寸三分計、	×	『諸記集』における沿革。	
5) :柱太さの上の小間	向拝内法及門戸柱穿孔横程置也、/	一	○	『匠明』における削除。	
6) :向拝奥行寸法	向拝中ノ間(=18枝)提出也、	廿枝	○	『匠明』における移動。	
7) :鍵孔	—	二、鍵孔サ、板下マテ柱三本置ヘシ、	×	『諸記集』における脱落。	
8) :鍵孔	—	柱ノサ、木戸内面、短柱真三可用、/	○	『匠明』における加筆。	
9) :地垂木勾配と鉄出	—	二、高配、大筋七枝三ノ四寸高配可用、/	○	『匠明』における加筆。	
10) :地垂木勾配	—	小筋三十分配三可用、	○	『匠明』における加筆。	
11) :沙地引通勾配	—	柱引ノ地六寸五分配三可用、	○	『匠明』における加筆。	
12) :板戸頭	—	強ハラ長三ノ九分員、	○	『匠明』における加筆。	
13) :戸袋	—	戸袋直ハ六枝立扇ヘシ、/	○	『匠明』における加筆。	

図-5 「五間四面堂」の記述内容比較(諸堂②-圓堂②)

したがって柱径の比は匝堂②の0.12のほうが妥当で、講堂②の「壱寸三分」は「壱寸二分」の誤写の可能性が高い。なお先述の輪王寺常行堂では、中の間1丈3尺に対する側柱径1.5尺の比が約0.115で『匠明』の比率に近いことも参考となろう。

向拝奥行寸法は、図堂②では説文に図堂②では指図に記されるが、図堂②の方が2枝大きい(6)。これは『匠明』において、先の向拝正面柱間拡大に伴って指図中に移動・変更したものと考えられる。

2-2-2 立面関係事項 5)の長押上の小間の大きさは、諸堂①～

③・圓堂①～③の記述中唯一の『諸記集』のみに記され『匠明』にない内容である。圓堂②の小間は「内法長押ト柱穿(=貫)間枅程置也」とあり、肘木のせい・幅のいずれとも解されるが、要は柱径の0.33倍ないしは0.4倍ほどを内法長押と柱貫の小間にすることである。ところが、この小間の規定は次項目の七間四面堂では逆に『匠明』(圓堂③)のみに記され「柱貫上ハヨリ柱壱本挟、上板(=長押)可打」(図-6)とあるから、算定すると柱径の0.3倍の小間となり、圓堂②の比率に近似する。また『匠明』における小間の規定は、圓堂③の後は圓堂⑦の十一間四面堂に「長押程(=柱径の0.6倍)」として記されるだけで、圓堂④～⑥には記されない。こうしたことを勘案すると、圓堂②に見る小間の規定は圓堂②であえて略し、圓堂⑦までを踏まえた記述間隔と規則性<sup>20)</sup>を考慮して、圓堂③に移動・整備したものと考えられる。

7)の縁高さは、**匝堂②**とも異なる木割値で**匝堂①・③**にそれぞれ独自の木割値が記されることから、**匝堂②**で脱落した可能性が高いしかし続く8)は、**匝堂①**と同様『匠明』における加筆と判断される

2-2-3 軒・屋根関係事項 野地引通勾配11)は、木割説明上重要な要素であるから囲堂②で脱落したと考えられなくもない。しかし『諸記集』では他に囲堂⑯⑰⑲⑳⑷に、『匠明』でも囲堂⑥⑰に記されていないことや、囲堂①（6寸5分）と囲堂③（6寸7分）を考慮しておよそ察することが可能であることからすれば（表-1）、慶長期祖本当初から記述されなかったとも解されよう。前述の三間堂における両書の勾配相違の理由も考慮して、『匠明』において加筆・整備されたものと考えられる。

11)以外の9)～13)は、いずれも匪堂①③に重複ないしは前後の規則性をもって記され、『匠明』における加筆と判断される。

## 2-3 「七間四面堂之事」

囲堂③・匝堂③で述べる木割は、前項までと同じ単層屋根形式の、七間堂の中でも基本的な堂の記述で、裳階の付く匝堂④や二層屋根の⑤とは一線を画する。両書で相違する事項が1箇所、『匠明』のみに記される内容が相当数ある。

2-3-1 平面関係事項 両書に、正面・側面ともに 7 間で、正面

と背面に各3間幅の向拝が取り付く指図が載せられる。柱間枝数は、各面の数値が全く同じ正方形平面であるゆえに、図堂③では側面の記述を粗本伝来時より略しているものとみられる。しかしながら、図堂③の指図中に全く記されない扉・窓の表示は、前2項目の指図には記されることからすれば、『諸記集』において脱落したものと思われる(1)、以下>付の数字は図-6による)。

向拝奥行寸法も匝堂③の指図のみに記されるが(2)、匝堂③の指図に2本の柱欠落が認められる写筆の状態から察して同図における脱落とも、また前項目で「中ノ間程出也」と記すゆえに本項目では略したとも解されるが、匝堂②の指図で加筆・整備されたと判断したのと同数値の「廿枝」であるから、『匠明』において加筆・整備された可能性も否定できない。

また3)の垂木幅も、前2項目いずれにも記されるところから『諸記集』における脱落ともみられるが、当項目の簡潔な記述からして同木割ゆえの祖本当初からの省略とも思われ『匠明』における加筆・整備の可能性を無視することはできない。

以上の事項よりかなり離れて記される17)～22)は、向拝に関する規定であるが、三間堂で考察したのと同様、すべて『匠明』における加筆と考えられる。なお、22)の文中に「橋隠」とあって傍点部に抹消訂正痕が認められる。指図には両書共通して「階隠」と記され、また他巻をうかがうと「社記集」では『諸記集』が「階子」、『匠明』が「橋子」で統一されていることからすれば、祖本は「階隠」

表-2 各間四面堂の破風立所

項目	『詰更東』	『延明』
參問四面堂	詰室①： —	問室①： 丸桁外面ヲ踏
五問四面堂	詰室②： 離ノ間ヲ踏也	問室②： 端ノ間ヲ踏ヘシ
七問四面之堂	詰室③： 角次ノ間真踏也	問室③： 角之間真踏所可用
七問四面雨打作堂	—	問室④： 離ノ間真ヲ踏ヘシ
七問四面二重作堂	—	問室⑤： 角ノ間半分ノ所ニタテ可用
九問四面雨打作堂	—	問室⑥： —
抬包間四面堂	—	問室⑦： 入端ノ真ニ可立シ
北京大仏殿	—	問室⑧： —

図-6 「七間四面堂」の記述内容比較(図堂③-図堂③)

で、それを圓堂③の指図のみ訂正し得なかつたものと察せられる。

2-3-2 立面関係事項 長押上の中間の規定4)は、前述のごとく、前項目よりの移動加筆と考えられ、また5)は「三重塔」の援用で、中の間を1丈5尺とするから「フリワケヨリ下エ可用」と一定される。

6)は前項目で両書ともに記されていないことからすれば、当項目における加筆であろう。なお両書ともに記される縁高さは「柱三本半疊」であるから、縁より一段下がった所まで置かれる「橋子成ハ五分算、七ツ可疊シ」は六の誤りと考えられる。

続く7)は、前項目まで同様、『匠明』における加筆であろう。

2-3-3 軒・屋根関係事項他 8)~16)のうち、14)の破風立所の規定は両書で木割が相違する。すなわち破風立所を、『諸記集』では「角次ノ間真」、『匠明』では「角之間真」(傍点部に訂正痕)としている。『匠明』における和様堂の破風立所は、すでに指摘されるように<sup>30)</sup>、三間堂から十一間堂まで規模拡大とともに次第に内側に置かれ、破風が大きすぎないように屋根全体の量感が減少するよう規定される(表-2)。それに対し『諸記集』は当項目の七間堂までしか記載されず、それを「角次ノ間真」とし、かなり内側に破風を立てる規定としている。しかし、この規定をそのまま七間堂に用い破風立所を変化させるならば、十一間堂ではさらに内側に立てることになり、屋根の意匠はかえって均衡を失うことになろう。つまり『匠明』では、「角次ノ間真」すなわち「入端ノ真」を最大規模の十一間堂に適用し、もとは七間堂に規定された「角次間真」を「角之間真」に訂正し和様堂全体の体系整備を図ったものと察せられる。

14)以外の8)~16)は、当卷「三間仏殿」や他巻に類似の規定があり、『匠明』における加筆と考えられる。

最後に記される23)・24)も、『匠明』の体裁整備にともなう加筆と思われる。特に24)は、七・七=四十九と語呂合せをし、行基開創にかかる奈良時代以来の伝統的な49ヶ所の寺院を説き、ひいては平内家の和様の正統たる由緒を強調しているわけであろう。

## 結

「堂記集」の記述内容について、特に『諸記集』以来の相応項目規範としての和様堂の木割項目を詳細に比較検討していった結果、以下のような特質が指摘できる。

i 『諸記集』の記述は、部分的に誤写・脱字があるにしても、祖本の内容がすべてである。

ii 『匠明』のみに記載される多数の内容と両書で相違する数箇所は、『諸記集』における2箇所の脱落と1箇所の誤写以外は、すべて『匠明』の学理体系整備を意識しての加筆・改変と考えられる。

iii 平面に関する『匠明』の加筆・改変内容には、来迎柱後退による内部空間拡大および向拝を充実させての正面意匠規範化に加え、寛文8年(1668)の寺院建築規制を意識した可能性が認められる。

iv 立面および軒・屋根に関する『匠明』の加筆・改変事項には、壁面を低くし屋根勾配を緩くしての和様建築意匠の強調とともに、十一間堂までの木割体系拡充の意図が認められる。

v 部分詳細に関する内容が『匠明』の三間四面堂のみにあることは、『匠明』の和様建築書体系化の指針を示すものと評価できる。

以上、特に『匠明』における和様堂の設計規範の学理体系整備の背景には、その正統を意識する大工棟梁家としての和様建築設計書の拡充整備を図ろうとする強い指針とともに、規範となるべき幕府

作事方大棟梁家職としての指導的立場を時代に応じて維持・継承せんとする、特に寛文期以降の時代相が読み取れるが、唐様・半唐様を含めた「堂記集」全体の時代相については別稿による。

## 注

- 1) 河田克博・鹿 和曾・内藤 昌「四天王寺流基幹本の旨誌と構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』第412号平成2年6月所収)。
- 2) 圓堂④に「右之図ハ半唐用ニゾ、五山仏殿ナトニ可用」とあり、今日のいわゆる折衷様を説いているが、本研究では、この語を用いて考察する。
- 3) 「匠明」記載の大仏殿は、慶長15年(1610)に起工し同17年に大略完成した慶長度大仏殿で、上層が下層平面より周囲の柱間1間分遞減する裏階形式である点が、上・下層同大平面の天正度と大きく異なる(伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五卷考』; 昭和46年鹿島出版会刊、内藤 昌・中村利則「ミヤコの変貌—衆楽第と大仏殿—」; 『近世風俗図録9 一祭礼(二)ー』昭和57年小学館刊所収、内藤 昌・渡辺勝彦・岡本真理子・鹿 和曾・河田克博著『恩子見記の研究』; 昭和63年井上宮院刊)。
- 4) 『建仁寺派家伝古』(全14冊、東京都立中央図書館蔵)や『(清水家伝來目録)』(全9巻、金沢市立図書館清水家文庫蔵)等には円堂の木割は見られない。
- 5) 圓堂⑩「学段之図」は、その記述の裏面に立面図を残せる。
- 6) 河田克博・鹿 和曾・内藤昌「四天王寺流基幹本「塔記集」の内容的特質」(『日本建築学会計画系論文集』第489号平成8年11月所収)。
- 7) 中川武「『匠明』と『詰記集』について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和53年9月所収)。
- 8) 現在伝わる東大本『匠明』は、伊藤要太郎の考案で、とりあえず元禄10年(1697)~享保12年(1727)頃の成立をしている(伊藤要太郎前掲著注3))。
- 9) 萩井恵介「第3章 近世社寺建築の諸問題ー第1節 天台真言宗系寺院建築」(『近世社寺建築の研究 第1号』; 昭和63年奈良国立文化財研究所刊所収)。
- 10) 『(林宗庭)木権』(天正5年-1577-、東京都立中央図書館木子文庫蔵)や『(孫七覚谷)』(慶長20年-1615-、名古屋工業大学蔵)など江戸前期以前の木割古においては退り立の記述がない。また三間仏殿であるが、『(甲良宗賀伝来目録)』-「佛家御笠図」(貞享2年-1685-記、静嘉堂文庫蔵)に「三間仏殿すり立」と退り立でない「三間仏殿」が併記される他、『(柏木政等伝来目録)』(元禄2年-1689-、竹中大工道具館蔵)や『(清水家伝來目録)』-「佛家金山寺図」(元禄14年-1710-~元文4年-1739-頃記)では退り立の平面のみが記される。なお公刊木版本『新絵拾遺大工規矩尺葉』(元禄13年-1700-)の「三間四方設摩室」の項に「来迎柱の立所は脇の間よりわけでしさらせて」とある。
- 11) 「三間仏殿」の来迎柱径は、『詰記集』で「脇抬(=側)柱ニ二分増也」とあるのが『匠明』では「中ノ間ニヨモ寸三分算」と記されている。
- 12) 本稿を含めた古典建築書関係の論考において、図に併記される記述と区別するために、文章のみで説いた記述を、特に(説文)と略記する。
- 13) 延宝5年~宝永年頃(1677~1710)頃。前注4)の他、河田克博・渡辺勝彦・内藤昌「江戸建仁寺流系本の成立」(『日本建築学会計画系論文報告集』第383号昭和63年1月所収)、河田克博著『日本建築古典叢書3 近世建築篇—堂宮鏡形2 建仁寺流』(昭和63年大龍堂書店刊)参照。
- 14) 河田克博・鹿 和曾・小川英明・内藤 昌「四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質」(『日本建築学会計画系論文集』第449号平成3年7月所収)。
- 15) 明暦元年(1655)刊の木版本。国立国会図書館蔵。
- 16) 『詰記集』では地垂木勾配が記されておらず、それは『詰記集』における脱落と推断したが(前掲注1))、近年発見された慶安4年(1651)の奥殿と『詰記集』に類似の記述内容をもつてゐる庄内本「社記集」では地垂木勾配が記されており、上記の考察が裏付けられる(永井康雄・飯原潤一「『匠明・社記集』の成立過程について」; 『日本建築学会計画系論文集』第487号平成8年9月所収)。
- 17) たとえば『建仁寺派家伝古』-「詰堂」の「三間四面之堂」では、入母屋造の屋根勾配を7寸、方形造のそれを7寸3分とし、入母屋造のほうをより緩く規定している。
- 18) 『建仁寺派家伝古』-「詰堂」の「一間四面之堂」に、「小操作に致し候ハ平の勾配六寸ニ掛、妻の勾配7寸5分に掛て小模の長ヲ定むべし」とある。
- 19) 大面内については、「毫間社」の浜縁束柱径の規定で、『詰記集』が「太床柱太免内」とするのを『匠明』で「縁束柱抬面ノ内」と記すが、この場合両面で特に浜縁束柱径が異なることは思えず、大面内=抬面内=面内として差し支えない。
- 20) 「三間仏殿」の戸門の幅は、『詰記集』で「…ニツニ割カマチノ幅ニスヘシ」とあるのが『匠明』では「…ニツニ割カマチノ幅ニスヘシ」と記す。
- 21) 向拝柱と正面中の間の両柱を結んだ線の抹消痕がある。
- 22) 「寺社之部-寛文八中年二月」の令(高柳真三・石井良助組『御鷹書寛保集』; 昭和9年岩波文庫所収)。
- 23) 光井涉「寺院建築に対する梁間の規制について」(『建築史学』第22号平成6年3月建築史学会刊所収)。
- 24) たとえば『匠明』五間堂と同じ正面5間・側面4間の平面の寛永寺湧水堂(寛永8年-1631-)の中の間は1丈で、側面(=梁間縦間)は京間で5間3尺1寸である(『寛永寺湧水堂保存修理工事報告書』平成8年12月刊)。他、各『修理工事報告書』参照。
- 25) 寛文8年の建築規制の対象・目的とするのは、多數の中小寺院であった(前掲注23))。
- 26) 伊藤要太郎著『匠明五卷考』(前掲注3))。
- 27) 三間堂から七間堂まで増大する内法比卒が十一間堂で再び減少するために「柱太さ/内法高さ」の比の傾向が一定しないところから、内法高さの比例基準を「内法高さ/縦間」に求め、そこに一貫した傾向があることが指摘されている(中川武「『匠明堂記集』における規模の変化と木割の方法について」; 『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和54年9月所収)。
- 28) 『建仁寺派家伝古』-「詰堂」における「柱太さ/内法高さ」の比は、三間堂から七間堂まで一定で、九間堂でわずかに減少し、『匠明』ほどではないが同傾向といえよう。
- 29) 小間の大きさは、圓堂①で柱径の0.1倍、圓堂③で同0.3倍、圓堂⑦で同0.6倍と、規模にともなう増大傾向が認められる。
- 30) 中川武「前掲論文(注27))」。

(1997年2月10日原稿受理、1997年9月5日採用決定)